

重層的支援体制整備事業における
相談記録プラットフォーム仕様書
【第 2.0 版】

令和 8 年（2026 年） 3 月

改訂履歴

版数	日付	内容
第 1.0 版	令和 7 年 3 月 31 日	新規作成
第 2.0 版	令和 8 年 3 月 31 日	データを活用した人材育成に係る取組の検証の結果を踏まえた、機能・非機能要件等の修正による改訂

目次

第1章 基本事項	1
1. 背景・目的	1
2. 基本コンセプト	2
第2章 対象	2
1. 想定業務	2
2. 想定利用者	2
第3章 業務フロー	3
第4章 機能要件	3
1. 機能要件	3
2. 画面要件	6
3. 帳票要件	6
4. データ要件	6
5. 連携要件	7
第5章 非機能要件	7
1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	7
2. システム方式・稼働環境に関する事項	7
3. 規模に関する事項	9
4. 性能に関する事項	9
5. 信頼性に関する事項	9
6. 拡張性に関する事項	10
7. 上位互換性に関する事項	10
8. 中立性に関する事項	10
9. 継続性に関する事項	10
10. 情報セキュリティに関する事項	10
11. 移行に関する事項	11
12. 教育に関する事項	11
13. 運用に関する事項	11
14. 保守に関する事項	12
第6章 用語	12

第1章 基本事項

1. 背景・目的

- 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれており、こうした地域の実情を踏まえ、「地域共生社会」という理念を掲げている。
- 地域共生社会は、令和元年12月26日「地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ」等において、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義されている。
- 上記の人口・世帯構造や社会経済状況の変化等を踏まえれば、
 - ・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会
 - ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会の2つの視点から、方策を進める必要がある。
- 地域共生社会の概念は、地域住民1人1人の地域での生活そのものに着目するもので、その達成に向けての方策は様々なものが想定されるが、福祉分野にあっては、社会福祉法において、国及び市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備（包括的な支援体制の整備）を行うこととされている。
- 重層的支援体制整備事業は、令和2年の社会福祉法改正において、包括的な支援体制を整備するための手段の1つとして設けられた。
- 同事業は、これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野において実施されていた相談支援に係る既存制度等を最大限に活用することを前提に、これらだけでは十分に対応ができなかった支援ニーズを把握した上で、その課題を解決し、人口減少社会にあっても包括的な支援を行いつけるための「体制を整備する」事業であり、同事業のうちの「多機関協働事業」は、主に相談支援の観点でこれを推進する事業である。
- 本件では、多機関協働事業により、既存制度等を最大限に活用してもなお十分に対応できない支援ニーズについて、支援関係機関が連携して対応を行う際に活用できる相談記録プラットフォーム（以下「相談記録プラットフォーム」という。）を提供することで、人口減少社会にあっても、効果的・効率的に同ニーズに対応し続けることができる体制の維持を図る。

2. 基本コンセプト

相談記録プラットフォームにおいて、多機関協働事業者及び支援関係機関での情報共有に係る共通フォーマットを提示し、情報へのアクセス権を適切に管理することで、これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野において実施されていた相談支援や地域づくりに係る既存制度等を最大限に活用してもなお十分に対応ができなかった支援ニーズについて、支援対象者本人のみならず、支援対象者を取り巻く環境（世帯、親族、関係者等）に係る情報を迅速かつ安全に共有し、重層的支援会議による支援プランの作成を円滑に行うことができるようにする。

第2章 対象

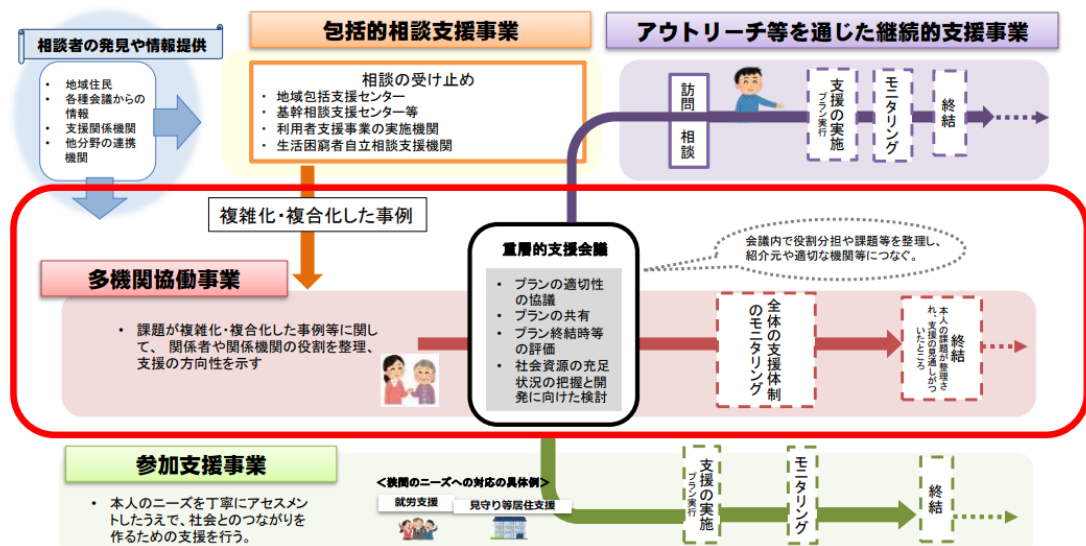
1. 想定業務

相談記録プラットフォームは、多機関協働事業において利用することを想定している。ただし、市町村の判断で幅広く活用することについて妨げるものではない。

（参考）令和3年度重層的支援体制構築推進人材養成研修資料「重層的支援体制整備事業における多機関協働事業と重層的支援会議について」（厚生労働省社会・援護局地域共生社会推進室）抜粋

重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は**多機関協働事業**につなぐ。
- **多機関協働事業**は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。

※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業に関わる前から支援を開始することもある。

2. 想定利用者

相談記録プラットフォームの想定利用者は以下のとおりである。

① 多機関協働事業者の職員

② 支援関係機関の職員

第3章 業務フロー

業務フローについては、別紙1に示すとおりである。なお、業務フローの国際的な表記方法である BPMN (Business Process Model and Notation) を用いて図式化している。

※ 本業務フローは、「重層的支援体制整備事業の実施について」（令和5年8月8日厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長、こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長）の多機関協働事業等実施要領に記載の業務及びシステム機能の流れを把握することを目的として整理したものである。ただし、各市町村の業務実態等により、一部の手順や役割分担等が異なる場合があるため、各市町村においては、本業務フローを参考とし、業務実態に応じて必要な読み替えや補足を行うことを妨げない。

No.	業務分類	業務フロー名	主な実施事項
1	相談受付	相談受付	支援関係機関等から相談を受け付け、利用申込（本人同意）を受ける。
2	アセスメント	支援関係機関等からの情報収集・アセスメント	支援関係機関から情報収集を行い、アセスメントを行う。
3	プラン作成	プラン作成	アセスメントの結果を踏まえ、プランを作成する。
4	支援の実施	支援の実施	プランに基づき、支援関係機関が連携して支援する。
5	終結	終結	本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援関係機関の役割分担について合意形成ができた時点で、多機関協働事業者としての関与を終了する。
6	重層的支援会議	重層的支援会議	重層的支援会議を開催する。
7	報告	報告	四半期ごとに多機関協働事業等について、厚生労働省に事業実績報告を行う。

第4章 機能要件

相談記録プラットフォームの機能要件を以下に記載する。

1. 機能要件

(1) 機能に関する基本的な考え方

相談記録プラットフォームは、個人単位ではなく世帯単位で相談・支援状況を一体的に管理することを前提とするとともに、市町村に加え、

委託を受けている事業者等の関係機関が共同で利用することを想定した基盤である。この前提のもと、相談記録プラットフォームにおける機能要件を整理する。機能要件の詳細は、別紙２のとおりとする。

（２）必須機能・任意機能の区分の考え方

市町村の状況等により、求める機能が異なる場合も想定されることから、相談記録プラットフォームの各機能を、実装が必須となる機能（以下「必須機能」という。）及び実装することができる機能（以下「任意機能」という。）を設ける。

ア 必須機能

主に以下の点を踏まえ、選定したものである。

- 厚生労働省が示す多機関協働事業に関する様式・記載項目等を参考とし、関係機関と共通のフォーマットで情報共有するために必要と考えられる機能(例えば、相談者および本人に関する情報の管理等)
- 厚生労働省の「重層的支援体制整備事業システム 多機関協働支援業務支援ツール」において使用できる機能であるなど、ほぼ全ての市町村において必要と考えられる機能
- 効率化や住民サービス向上の効果が期待できる機能

イ 任意機能

- いくつかの市町村において必要と考えられる機能
- 運用上必須ではないものの、実装することで効率化や住民サービス向上に更なる効果が期待できる機能

（３）主な機能一覧

主な機能一覧及び実装区分は、以下のとおりである。実装区分が「必須」と定義された機能については、必ず実装するものとする。なお、当該機能の内訳としては、別紙２に基づき、必須機能及び任意機能を区分して定めるものとする。

No.	機能名	実装区分	説明
1	支援対象者 情報管理機能	必須	重層的支援体制整備事業における多機関協働事業の趣旨を踏まえ、複合的・複雑化した課題に対応するため、世帯全体を管理単位とし、支援対象者を含む各世帯員の状況や課題を記録するとともに、相談受付から終結までの業務を、支援対象者、世帯、親族、関係者、地域等との関係性を含めて登録・管理・共有できる機能。（主に多機関協働事業者及び支援関係機関の職員が利用することを想定している。）
2	マスキング 機能	任意	相談記録等に含まれる氏名や住所などの個人情報情報を機械的に秘匿表示できる機能。 ※ 技術的な実現方式について、共通化に向けて

No.	機能名	実装区分	説明
			は、他ベンダーとの協議により決定する必要がある。
3	情報開示コントロール機能	必須	多機関協働事業における情報共有に当たり、相談記録や支援方針について、関係機関ごとに閲覧・共有範囲を制御する機能。
4	チャット機能	任意	相談記録プラットフォームの利用者間において、個別又はグループで、コミュニケーションを行う機能。
5	日程調整機能	任意	会議の候補日時、内容等を登録し、関係者間で日程調整を行う機能。
6	支援進捗管理機能（ケース管理機能）	任意	支援対象者ごとの支援内容や関係機関の対応状況を時系列で把握し、支援の進捗を一元的に管理するための機能。 （主に多機関協働事業者及び支援関係機関の職員が利用することを想定している。）
7	アラート機能	任意	事案対応に関するタスクや期限等を管理し、対応漏れを防止するため、条件に応じてユーザーに注意喚起や通知を行う機能。
8	制度・社会資源検索機能	任意	制度情報や社会資源を検索・参照することができる機能
9	類似事案検索機能	任意	蓄積された過去の相談記録の中から、類似する事案を検索・参照する機能。
10	人材育成機能	任意	相談記録プラットフォームに蓄積されるデータやA I等のデジタル技術を活用し、相談支援員等の人材育成を支援する機能。
11	統計管理機能	一部必須	多機関協働事業における支援の実施状況等について、報告等に活用できるよう、必要なデータを抽出・集計・出力する機能。 ※ このうち、厚生労働省への定期報告に必要な統計機能は、必須機能とする。
12	外部連携機能	任意	システムでの二重入力を避ける等、効率的な相談支援を行う目的で、既存の業務システムや他の相談記録作成ツール等と円滑なデータ連携を可能とする機能。
13	ユーザー認証・管理機能	必須	相談記録プラットフォームを安全に利用するために、ユーザー情報の管理や利用者の本人確認を行うための認証を行う機能。

2. 画面要件

(1) 画面一覧・画面遷移・画面レイアウト

相談記録プラットフォームにおける主な画面一覧、画面遷移、画面レイアウトについては、別紙3に参考として示すものとする。

(2) 画面設計ポリシー

画面設計に当たっては、以下のア～ウを満たすように留意すること。

ア 画面表示

- 画面の表示には HTML を利用し、Web ブラウザ上で正常に表示されることを確認すること。また、JavaScript を無効にした状態でも最低限のコンテンツ情報を閲覧可能とすること。
- 追加のプラグイン等のインストールを必要としないこと。

イ 入力負荷・誤操作防止

- 画面での入力操作は、業務特性に応じて、入力負荷の軽減及び誤操作防止等に配慮すること。
- Web ブラウザ自体が備えている「戻る」、「更新」等のボタンを押下しても、二重登録などの不具合が発生しないこと。

ウ メニュー

- 各画面に共通の操作メニューを設け、他画面への遷移が可能であること。
- 現在の画面位置が把握できるよう配慮すること。

3. 帳票要件

多機関協働事業における相談記録プラットフォームの帳票については、「重層的支援体制整備事業に係る帳票類及び評価指標の手引きの策定について（通知）の改正について」（令和4年3月31日厚生労働省社会・援護局長地域福祉課長通知）及び「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアルの策定について（通知）」（令和3年3月31日厚生労働省社会・援護局長通知）等に基づき、実績報告において必須とされている基本項目(A)をはじめとする報告内容の整理・提出に用いられる帳票(1)から(4)を対象とし、当該情報を出力できるものとする。

- (1) 相談受付・申込票（別添参照）
- (2) インテーク・アセスメントシート
- (3) 多機関協働事業のプラン兼事業等利用申込書
- (4) 評価シート

4. データ要件

相談記録プラットフォームにおいて管理するデータは、上記3の帳票要件に定めるデータ項目を必須とする。データ要件の詳細は、別紙4のとおりとする。なお、インテーク・アセスメントシートのうち、個人に紐づく項目については、世帯単位での支援を踏まえ、世帯員単位で管理できることとする。また、厚生労働省が指定する事業実績報告における必須項目については、システムまたは利用者による集計ができること。

5. 連携要件

システムでの二重入力を避ける等、効率的な相談支援を行う目的として、任意機能として外部システムとの連携機能を設けることを可能とする。

現時点においては、「生活困窮者自立支援統計システム 相談者支援機関業務支援ツール」との連携（手動による CSV 形式でのファイル連携）を想定する。なお、上記連携は、現時点における連携の一例を示したものであり、特定の連携方式や実装を推奨・必須とするものではない。

連携内容及び方式等については、各市町村の業務運用やネットワーク環境等を踏まえ、個別協議により決定するものとする。連携に当たっては、本人同意の取得を考慮するとともに、二重入力の防止および相互運用性の確保に留意すること。また、必要なセキュリティを担保し、制度改正等を見据えた将来的な拡張性を考慮すること。（本紙第 5 章 10. 情報セキュリティに関する事項を参照）

第 5 章 非機能要件

相談記録プラットフォームの非機能要件を以下に記載する。

なお、相談記録プラットフォームは、「重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォームに係る共通化推進方針」（以下「共通化推進方針」という。）においては、ガバメントクラウドに構築すると記載されていることに留意し、ガバメントクラウドに構築する際の具体的な非機能要件の定義に当たっては、デジタル庁 GCAS ガイドを参照すること。

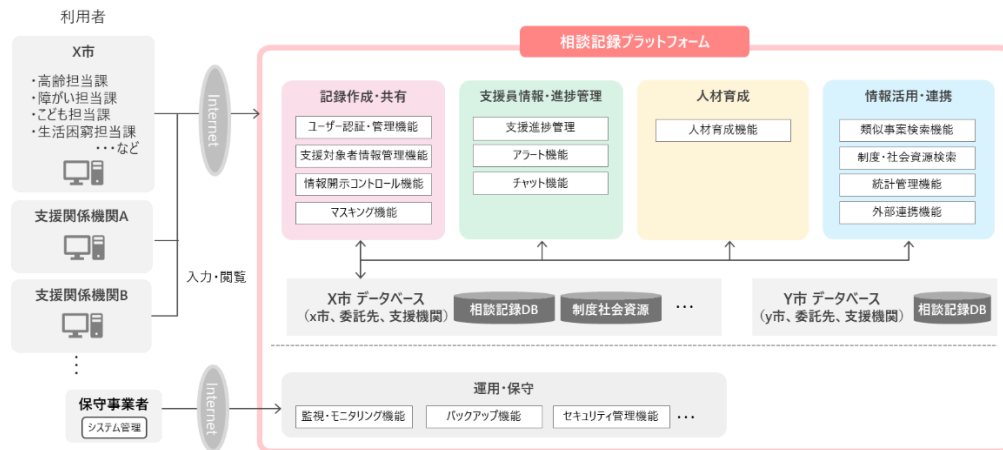
1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

本サービスの提供に当たっては、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮し、利用者が操作内容を直感的に理解できるデザインとするとともに、十分な視認性を確保すること。エラーメッセージにおいては、内容と利用者が取るべき対応を分かりやすく示すこと。

2. システム方式・稼働環境に関する事項

（1）システム方式・基本方針

- 本サービスは、多機関協働事業向けに提供される共通 SaaS 型サービスである。本サービスの提供に当たっては、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（令和 3 年 3 月 30 日各府省 CIO 連絡会議決定）を踏まえ、クラウドサービスの活用を前提とする。
- 相談記録プラットフォームの全体像を以下のシステム概要図に示す。



- 本概要図は、非機能要件の検討に資する観点から、システムのスコープ、利用者及び外部機関との関係（ネットワークの考え方）、主な機能の区分、データ管理単位並びに運用・保守に関する前提を概念レベルで整理したものであり、個別の機能要件やシステム構成の詳細を規定するものではない。なお、外部連携先等は今後の検討により変更となる可能性がある。
- 提案に当たっては、設計・開発されるアプリケーションが特定のクラウド環境（例：特定ベンダーの IaaS/PaaS）に依存しないよう配慮すること。これにより、将来的なクラウド環境の変更や他自治体への展開を容易にし、サービスの継続性と拡張性を確保する。

（２）クラウド環境

共通化推進方針において、ガバメントクラウドに構築と記載されていることに留意すること。

（３）ネットワーク

SaaS への接続方法については、インターネットを前提とする。ネットワーク構成や接続方式、帯域要件等については、各市町村の既存環境や運用との調整をすること。

（４）クライアント端末

- クライアント OS は Windows 11 以上とし、現在サポートがされている環境で利用可能なこと。
- システムは保守性や拡張性を考慮した Web システムであること。
- Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox のいずれかの現行サポートバージョンに対応していること。
- クライアントには可能な限り追加のミドルウェア等のインストールを必要とせず、ブラウザのみでシステムが利用できること。
- クライアントの OS やブラウザのバージョンアップに伴い、基本的な

機能（ログイン、検索、登録、出力等）に支障が生じないように、可能な限りバージョン依存を避けた設計・実装とすること。

3. 規模に関する事項

本サービスの提供に当たっては、各市町村の業務規模や利用形態の違いを踏まえ、ユーザー数、データ量、処理件数等の規模に関する要素について、必要に応じて各市町村と協議をはかりながら対応すること。

4. 性能に関する事項

安定した通信環境下における、通常時の画面表示、一覧表示、簡易検索等の軽量処理については、平均応答時間を原則 3 秒以内とすることを目標とする。

一方、大量データを対象とした検索、集計、統計・分析処理、帳票・ファイルの一括出力等の高負荷処理については、上記の平均応答時間 3 秒以内の目標の適用対象外とし、提供する市町村と協議すること。

5. 信頼性に関する事項

（1）可用性

○ 運用時間：市町村が求める運用時間に対応できること。なお、以下に該当する時間を除くものとする。

- ・ 接続回線の計画停止時間
- ・ 大規模災害等の天災地変に起因する停止時間
- ・ 連携する情報システムやクラウドサービス又は通信ネットワークの障害・計画停止・緊急メンテナンス等に起因する停止時間
- ・ 本システムのメンテナンスによる計画停止時間

○ 稼働率：原則 99.5%とし、各市町村と協議の上で決定すること。

なお、本システムにおける稼働率を以下の計算式により定義する。

$$\text{稼働率} = \text{年間実稼働時間} / \text{年間予定稼働時間} \times 100$$

当該計算式において、年間実稼働時間は「利用者が本システムを利用可能な時間の合計」、年間予定稼働時間は「年間稼働時間（上記「運用時間」において各市町村が求める運用時間に基づき算定）から計画停止時間及び大規模災害による停止・縮退時間を除いた時間の合計」とする。

（2）完全性

- システムにおける完全性を担保すべく、コンポーネントの故障や異常な入力や処理に起因するデータの減失や改変を防止すること。
- データの参照・登録・更新・削除や管理者によるマスタメンテナンス等、システム内のデータベースの更新が生じる操作について、操作ログを記

録・出力できること。なお、ログの保存期間は1年間とし、ログは改ざん防止措置を講じた上で管理し、監査等に利用可能な形で保管する。

- 操作ログの内容については、アクセスログやデータベースのログ、画面操作が行われた際のユーザーID・操作時間・操作した機能等を特定できるものであること。

6. 拡張性に関する事項

利用団体数の増加、利用者数の増加、データ量および処理件数の増加等、将来的な性能拡張を考慮できるよう、必要に応じて各市町村と協議をはかりながら対応すること。

7. 上位互換性に関する事項

本システムの構成にクラウドサービスのマネージドサービスを採用する場合、軽微なバージョンアップについては自動適用を前提とする。大規模なバージョンアップについては、アプリケーションへの影響を事前に精査し、適用を検討すること。

8. 中立性に関する事項

本システムを構成するサーバ、ソフトウェア、アプリケーションとして、市場で広く利用されている製品群及びクラウドサービスが提供する標準的なサービスを除き、原則として特定事業者の技術に依存しないオープンな技術仕様に基づくものを選択すること。

9. 継続性に関する事項

- 目標復旧時点 (RPO) : 障害発生時点までのデータ復旧を目標とする。なお、障害発生時に入力中のデータについては対象外とする。
- サービス目標復旧時間 (RTO) : 障害によるシステム停止から再開するまでに要する時間は、当日または翌日営業日を目標とするが、重大な障害（例：大規模な通信障害、大規模災害等）により復旧が間に合わない場合は、障害状況や復旧見込みについて報告すること。また、停止期間中の代替運用手順に関しても提案すること。
- 目標復旧レベル (RLO) : 業務停止を伴う障害が発生した際には、全システム機能の復旧を実施すること。
- バックアップ方式: データバックアップは、原則日次で行うこととする。日次のバックアップについては、30日分のデータをバックアップとして保持すること。また、データは本番環境内のバックアップに加えて、別リージョンのオフサイトに隔地保管すること。定期的なバックアップに加え、メンテナンス作業等の前後でのバックアップ処理を行うほか、適切なバックアップ運用を行うこと。

10. 情報セキュリティに関する事項

本システムは、個人情報を取り扱うことから「個人情報の保護に関する法律」及び同法に基づくガイドライン等に留意するとともに、また、多機関が協働して利用するシステムであることから、情報セキュリティに関しては以下について留意すること。

- 認証方式：多要素認証（MFA）を基本とした認証方式を採用すること。
また、IP アドレス制限や端末認証等の補完的なアクセス制御手段も併用可能とする。
- 暗号化：本システムで取り扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。
- 脆弱性対策：適切な権限設定、不要なサービスの停止、最新のセキュリティパッチの適用等により脆弱性を排除し、セキュリティの維持管理が行えること。
- 個人情報保護：本番運用時や保守作業時、開発・テスト作業時等のあらゆる場面において、個人情報保護の観点からセキュリティ対策について万全を期すこと。
- マルウェア及び不正アクセス対策：提供するサービスにおいて、必要なウイルス対策及び侵入監視対策等のセキュリティ対策を講じること。

1 1．移行に関する事項

データ移行が必要な場合は、市町村と協議のうえ、移行対象システム及び業務、移行時期、移行方式、移行環境等の移行条件を明確にし、移行計画書を市町村と連携しながら策定すること。

1 2．教育に関する事項

本サービスの利用者に対する教育について、操作説明会の開催もしくはシステム操作説明のマニュアルの作成を実施すること。教育の実施スケジュールは、市町村と協議して決定すること。

1 3．運用に関する事項

サービス提供事業者は、本プラットフォームを安定的に提供するため、以下の運用を実施すること。

- サービスの稼働状況の監視対応
- 利用に支障を及ぼす事象の把握および一次対応（サービス利用者への連絡等）
- サービス利用者からの問い合わせに対する対応
- なお、具体的な運用方法については、サービス提供事業者のサービス設計に委ねるものとする。

1 4. 保守に関する事項

サービス提供事業者は、以下の事項を含む保守を実施すること。

なお、保守業務の設計に際し、受託者の責任範囲及びクラウドサービスを含めた関連事業者間の役割分担を整理すること。また、本システムがクラウドサービス上で稼働することを踏まえ、各業者間の役割分担を考慮した上で、保守設計を行うこと。

○ 障害発生時の対応および復旧

第6章 用語

本仕様書における用語の定義は、以下のとおりとする。

用語	定義
ガバメントクラウド	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「重点計画」という。）等の政府方針に基づき、安全かつ合理的な利用環境としてデジタル庁が選定した複数のパブリッククラウド（IaaS、PaaS、SaaS）のこと。
管理	データの設定・保持・修正・削除のこと。
参照	データが入力されたテーブルへ必要なデータを問い合わせる操作のこと。
CSV	Comma-separated values の略。テキストデータにおいて各項目のデータをカンマで区切ったファイル形式のこと。
支援関係機関	重層的支援体制整備事業のうち多機関協働事業に携わる多機関協働事業者以外の相談支援機関のこと。
支援対象者	複合的な課題を抱えており、単独の支援関係機関では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有することが想定され得る者のこと。
多機関協働事業	社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号に規定される事業及び同項第 6 号に規定される事業を一体的に行う事業のこと。
多機関協働事業者	多機関協働事業を行う市町村又は同事業を市町村から受託して行う事業者のこと。
委託を受けている事業者	市町村から多機関協働の委託を受けている事業者のこと。
BPMN	Business Process Model and Notation の略。国際標準化機構（ISO）と国際電気標準会議（IEC）の合同委員会による、業務プロセスをワークフローとして視覚的に表記する方法の国際標準の 1 つである。ISO/IEC 19510:2013（Object Management Group Business Process Model and Notation）のこと。
非機能要件	情報システムやソフトウェアの開発時に定義される要件のうち、機能面以外（システムの可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ、システム環境・エコロジー等）の要

用語	定義
	件全般のこと。
フォーマット	定型の書式や仕様のこと。
ベンダー	ハードウェアやソフトウェア等の製品やサービスに責任を持つ事業者のこと。

相談受付・申込票

受付機関	☐ 多機関協働事業 ☐ 参加支援事業 ☐ アウトリーチ等事業 ☐ その他()				
受付番号 (※)多機関 協働用		初回相談 受付日	西暦 年 月 日	受付者	
相談経路				その他の 場合に自 由記述	

■ 基本情報

ふりがな			性別	☐ 男 ☐ 女 ☐ ()	
氏名			生年月日	西暦 年 月 日 (歳)	
住所	〒 —				
電話	自宅	() —	携帯	— —	
メール					
来談者 ※ご本人以 外の場合	氏名		来談者との 関係	☐ 家 族 (本人との続柄:)	
	電話	() —		☐ その他 ()	

■ ご相談内容

ご相談されたい内容に○をおつけ下さい。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけ下さい。					
病気や健康、障害のこと		住まいについて		収入・生活費のこと	
家賃やローンの支払いのこと		税金や公共料金等の支払いについて		債務について	
仕事探し、就職について		仕事上の不安やトラブル		地域との関係について	
家族との関係について		子育てのこと		介護のこと	
ひきこもり・不登校		DV・虐待		食べるものがない	
その他 ()					
ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。					

■ 相談申込み欄

○○○○○○○○○ 様	
上記の相談内容等について、 ☐ 多機関協働事業 ☐ 参加支援事業 ☐ アウトリーチ等事業 の利用を申し込みます。また、相談支援にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意します。なお、同意にあたっては、別紙の「個人情報に関する管理・取扱規程」について説明を受けました。	
西暦 年 月 日	本人署名